

住居確保給付金【転居費用補助】

離職等により収入が減少し、転居により家計の改善が見込まれると認められる方を対象に、転居費用相当額(上限あり)を支給するとともに、自立相談支援員が家計の改善に向けた支援を行います。

1 支給対象となる方

以下の①から⑧のすべてに該当する方が対象となります

- ① 離職等により経済的に困窮し、家賃の支払いが困難となることで住居喪失のおそれがある方、または現に住居を喪失している方
- ② 申請日において、世帯収入が著しく減少した日から2年以内である方
- ③ 申請月において、世帯の生計を主として維持している方
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び同一の世帯の方の収入の合計が、表1「収入基準額」に実際の家賃額(表1「家賃上限額」を上限とする)を合算した額以下であること
- ⑤ 申請者及び同一の世帯の方の預貯金等の合計が、表1「資産基準額」以下であること
- ⑥ 旭川自立サポートセンターでの家計に関する相談支援において、家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦ 申請者及び同一の世帯の方が、地方自治体等が実施する住居の確保を目的とした類似の給付金及び生活保護を受けていないこと
- ⑧ 申請者及び同一の世帯の方が暴力団員でないこと

2 支給について

① 支給対象経費

- ・転居先への家財運搬費用
 - ・転居先の住宅の初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料及び住宅保険料)
 - ・転居前の住宅の原状回復費用
- ※転居先の敷金、契約時の前家賃及び家財の購入費等は支給対象外となります。

② 支給額

支給対象経費のうち、表1「支給上限額」を上限として支給します。

③ 支給方法

転居先の住宅の初期費用については、原則、旭川市から不動産仲介業者等への口座振込となり、それ以外の経費については、業者への口座振込か、申請者口座への振込となります。

表1

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
収入基準額	81,000円	124,000円	159,000円	197,000円	235,000円	272,000円
資産基準額	486,000円	744,000円	954,000円	1,000,000円		
家賃上限額	28,000円	34,000円	36,000円			39,000円
支給上限額	84,000円	102,000円	108,000円			117,000円

お問い合わせ先

旭川市福祉保険部 生活支援課 相談支援係 (旭川市7条通9丁目総合庁舎5階)

受付時間 月～金(祝日を除く) 午前8時45分～午後5時15分

電話:0166-25-9838

URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/189/191/d052371.html>

HPはこちら



2025. 5. 1